

## 奈良県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び大和郡山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

変更前 大和都市計画道路三・四・三〇四号丸山山田線

変更後 大和都市計画道路三・四・三〇四号丸山田中線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大和郡山市田中町、満願寺町、小泉町、西田中町、矢田町及び新町